

現場説明書

- 1 業務名 大矢部水管橋補修詳細設計業務委託
2 監督員 技術部 下水道管渠課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(回以内) しない

4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

~~(1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の %
第2年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の %
第3年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の %

~~(2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。~~

5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)
 提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
 提出不要
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。
- カ 直営工事届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支給材料	あり	なし
イ 貸与品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	---------------	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時、変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

業 務 仕 様 書

総 則

(適用範囲)

- 1 この業務仕様書は、上下水道局の下水道事業に係る調査、設計、計画及び解析に関する業務委託に適用する。また、本業務の仕様は、神奈川県の測量・調査・設計業務共通仕様書に準拠するものとする。
- 2 設計図及び特記仕様書に記載された事項は、この業務仕様書に優先する。

(用語の定義)

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- 1 指示とは、受託者側の発議により監督員が受託者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 2 承諾とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
- 3 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することを言う。

(業務計画書)

- 1 受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し監督員に提出して、承諾を得なければならない。
- 2 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 3 監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

(主任技術者と編成)

- 1 受託者は、技術業務を行う班編成とその内容を作成し監督員に提出し承諾を得なければならない。
- 2 主任技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート））、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））あるいはRCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 3 主任技術者は、監督員の指示する一切の事項を処理するものとする。
- 4 主任技術者は、屋外における設計業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 5 主任技術者は照査結果の確認を行われなければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

- 1 受託者は、設計業務等における照査技術者を定め、業務計画書に記載しなければならない。
- 2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート））、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））あるいはRCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ主任技術者に差し出すものとする。

(事務管理)

受託者は、業務実施にあたり別に定める適用示方書等を遵守し、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

(打ち合わせ)

- 1 受託者は、業務を円滑に遂行するために監督員の指示する箇所など、必要な段階で手戻りのないよう監督員と打ち合わせを行い、その内容についてはその都度受託者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 設計業務等着手時、及び設計図で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打ち合わせを行うものとし、その結果について受託者が書面（打ち合わせ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 業務仕様書、設計図書及び特記仕様書に記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、監督員と協議を行いその内容については、受託者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(現地調査の土地立ち入り等)

- 1 現地調査を実施するために国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係法令に準拠し土地立ち入り等を行わなければならない。
- 2 現地調査の実施にあたり宅地又は、かき、もしくは柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめその所有者に通知しなければならない。

(土地の使用)

受託者は、植物、かき、もしくは柵等の伐徐又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得てから行うものとする。

(官公庁等への手続き)

- 1 業務実施のため、必要な関係官庁その他に対する諸手続きは監督員と打ち合わせ

の上、受託者の負担において迅速に処理しなければならない。

- 2 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたい時は遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議する。

(資料等の交付及び返還)

- 1 受託者は、貸与する事に定められた図面及びその他関係資料等を監督員に請求して交付を受けるものとする。
- 2 受託者は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

(成果の作成)

受託者は、設計及び解析業務の成果の整理を行う場合は事前にその内容について、監督員と協議するものとする。

(検査)

- 1 受託者は、特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した箇所又は主要な作業段階の区切り目等には、監督員の確認を受けなければならない。
- 2 受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を揃えておくものとし、主任技術者が検査を受けなければならない。

(成果品)

成果品はこの仕様書に定めるもののほか、特記仕様書によるものを提出する。

(秘密の保持)

受託者は、受託業務内容及びその結果を監督員以外に公表、貸与又は使用してはならない。なおやむを得ない場合には、文書により申請して監督員の承諾を得なければならない。

大矢部水管橋補修詳細設計業務委託 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は東日本高速道路株式会社京浜管理事務所が管理する横浜横須賀道路を跨ぐ大矢部水管橋について、設計図書、既存の関連資料及び比較設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称 大矢部水管橋補修詳細設計業務委託

(2) 設計範囲 横須賀市大矢部3丁目30番先

(3) 設計条件

①橋長 L=62.5m 全幅員 W=4.75m

②形式 RC2径間連続桁

③竣工年度 1989年3月

④添架物 下水管(汚水) ϕ 300mm 下水管(雨水) ϕ 1200mm

(4) 計画している補修内容

主桁 ひび割れ補修、剥離、鉄筋腐食、うき補修

主桁(地覆) ひび割れ補修

A1橋台 縦壁ひび割れ

A2橋台 縦壁ひび割れ、胸壁うき補修

P1橋脚 ひび割れ補修

3 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容・部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制(緊急時含む)等の事項について業務計画書(照査計画書を含む)を作成する。予備設計なしのため、補修形式を比較し詳細設計を行う。比較案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表の作成を行う。

(2) 現地踏査

既存資料の収集・整理を行った後、架橋地点の現地踏査を行い、特記仕様書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。

る。また、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺条件を把握し、合わせて工事用通路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。

（3）補修設計

調査結果により、補修材料、補修方法を比較検討（施工性、経済性、維持管理性等）し、最適案を選定する。

（4）設計図

橋梁位置図、一般図、補修計画一般図、上部工補修図、下部工補修図、施工計画図等の詳細設計図を作成するものとする。（一般図等は既設構造物及び計画構造物との位置関係がわかる寸法を記入する）

（5）数量計算

決定した構造物の詳細形状に対して、各工種毎に数量の算出を行う。

（6）施工計画

横浜横須賀道路の交差条件、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画、保安計画等、工事費積算に当たって必要な計画書を作成する。なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

（7）概算工事費算定

補修数量、施工計画を基に概算工事費の算定を行う。

（8）照査

照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出するものとする。

- ①設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ②一般図を基に既設部と補修部の整合が適切に取れているかの確認を行う。
また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ③設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

- ④設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。
構造細目についても照査を行い、基準との整合性を図る。特に上部工、下部工の取り合いについて整合性の照査を行う。

(9) 報告書作成

設計業務の成果として、(1)～(8)について成果をとりまとめ、報告書を作成する。なお、下記項目について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- ①設計条件
- ②補修工法選定理由（構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境の要件の解説）
- ③構造各部の検討内容及び問題点
- ④主要材料、工事数量の総括
- ⑤施工段階での注意事項・検討事項

(10) 設計協議

着手時1回＋中間6回（必要に応じて増減）＋納入時1回とする。
関係機関打合せ協議は1機関（東日本高速道路株式会社京浜管理事務所）とする。また、東日本高速道路株式会社京浜管理事務所と協議を要するため、協議用資料、説明資料の作成を要する。

4 適用基準等

業務の実施にあたっては、本業務の特記仕様書によるほか、下記の基準等に準拠して実施する。

- (1) 測量・調査・設計業務共通仕様書 平成24年8月 神奈川県
- (2) 大矢部水管橋点検調査 平成28年3月 県都市整備技術センター
- (3) 大矢部水管橋詳細点検 平成31年3月 県都市整備技術センター
- (4) しゅん工図面
- (5) その他関係基準

5 資料などの貸与

- (1) 大矢部水管橋点検調査 平成28年3月 県都市整備技術センター
- (2) 大矢部水管橋詳細点検 平成31年3月 県都市整備技術センター
- (3) しゅん工図面

6 成果品

提出先は上下水道局技術部下水道管渠課とする。

- (1) 報告書 (A 4 版、キングファイル 2 部)
- (2) 設計図 (A 3 版 1 部)
- (3) 上記の電子データ (報告書・設計図) (CD-R、ラベル印刷 1 式)
設計図は CAD データ (AutoCAD) 及び PDF データ
- (4) その他必要により監督員が示すもの。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条(受託者等の責務)、第32条及び第33条(罰則)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

積算諸条件調書に係る追加事項

1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、ホームページ「各部局の工事積算情報」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

2 単価表コードについて

本設計積算書内の単価表コードは、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用しています。

なお、下水道用設計標準歩掛表を適用する場合の単価表コードは（DKG……、DKK……）となります。

~~3 市場単価及び標準単価の端数処理について~~

~~市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は円止めとする。~~

~~なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。~~

~~4 土砂検定費等について~~

~~土砂検定費（1～28項目）括実施）、土砂検定費（ヒ素+銅）及び六価クロムの単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象とならない。~~

~~5 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について~~

~~桁等購入費 あり なし~~

~~6 共通仮設費（積土分）の借地料は、発生主及び改良士の仮置きを行うことを想定して計上している。~~

~~7 施工パッケージ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について~~

~~ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上している。~~

~~8 経費等情報について~~

~~（1）本工事は共通仮設費及び現場管理費について更生工等補正を行っており、主な管材料は本設計積算書内（総量集計表）に記載している。~~

~~（2）施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率及び現場管理費率の補正は、土木工事標準積算基準書に準じている。~~

（委託：H30.8.1）

~~(3) 共通仮設費(率分)及び現場管理費の計算~~

~~共通仮設費(率分)及び現場管理費~~

~~= 各対象額×各費率×更生工補正係数×施工地域を考慮した補正係数~~

~~※ 補正係数を乗じる場合は、各費率の端数処理後に係数を乗じて小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。~~

~~(4) 対象額1,000万円以下の経費率については、簡易に算出する場合の率を採用している。~~

~~9 【改築】取付管布設および支管取付工については、補正值のほか割増率も乗じて計上している。~~

10 基準書等の適用について

本工事は以下の基準書等を使用し、積算している。

~~1) 土木工事標準積算基準書(土木工事編) 平成30年7月1日版~~

~~2) 積算参考資料(土木工事編) 平成30年7月1日版~~

3) 設計業務等標準積算基準書 平成30年7月1日版

4) 積算参考資料(計画・調査編) 平成30年7月1日版

~~5) 下水道用設計標準歩掛表~~

~~第1巻 管路 平成30年度~~

~~第2巻 ポンプ場・処理場 平成30年度~~

~~第3巻 設計委託 平成30年度~~

6) 建設機械等損料表 平成30年度版

~~7) 下水道施設維持管理積算要領(管路施設編) 2011年度版~~

~~8) 下水道管路管理積算資料 2015~~

11 その他

~~本工事は、「土木工事標準積算基準書(土木工事編)第11章 施工箇所が点在する工事」にて積算している。~~

~~・○○町.....親設計書(工事1)~~

~~・○○町.....子設計書(工事2)~~

12 補正率について

~~本設計積算書において補正率は、小数第3位(小数第4位四捨五入)まで算出しています。~~

13 経費等情報について

~~積算諸条件調書にある経費等情報の設計業務等標準積算基準書は下水道用設計標準歩掛表(第3巻 設計委託)と読み替えてください。~~

令和 01 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

設 計 書 番 号	年度 01		
事 業 所 名	横須賀市上下水道局		
(工 事 ・ 業 務) 名	大矢部水管橋補修詳細設計業務委託		
(工 事 ・ 業 務) 箇 所	横須賀市大矢部 3 丁目 30 番先		
(河 川 ・ 路 線 ・ 区 域) 名			
単 価 採 用 地 区 名	横須賀		
事 業 区 分	単費		
工 期	120 日間		
設 計 金 額	(円)		
	円		
設 計 概 要	(単 独) 水管橋補修詳細設計業務 1 式		
(起 工 ・ 変 更) 理 由			

横須賀市

令和 01 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

<支出科目>

款	02 下水道事業費用
項	01 営業費用
目	01 管渠費
節	16 委託料
細節	

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

令和 01 年度 積算諸条件調書 (当初)

経費等情報	レ	設計業務	委託先 / α 、 β	建設コンサルト / $\alpha=35\%$ 、 $\beta=35\%$	
			電子成果品作成費	計上する (詳細設計)	
	測量業務	安全費率			
		電子成果品作成費			
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費			
		施工管理費			
	地質・土質調査業務(解析)	委託先 / α 、 β			
	港湾測量業務	技術経費率			
	港湾磁気探査業務	技術経費率			
	業務委託	諸経費率			
技術経費率					
設計業務等標準積算基準書 適用年版			平成30年7月1日適用		
資材等単価表 適用年版			平成31年4月1日基準		
積算数量等情報	名称		採用数量	単位	備考
	連絡車 (ライトパン) 運転費		1	日	
(その他情報欄)					

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務							
設計業務費			1	式			
道路構造物設計			1	式			
橋梁設計			1	式			第 1001 号 内訳書
直接経費			1	式			
旅費交通費			1	式			第 1002 号 内訳書
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
直接原価計			1	式			
その他原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
設計業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
業務委託料			1	式			

第1001号 内訳書
橋梁設計

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 橋梁補修設計					第1001号下内
	1	式			
合 計					

第1002号 内訳書
旅費交通費

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0020) 旅費交通費					第1002号下内
	1	式			
合 計					

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 設計計画	1	業務			第1001号単価表
(SJ0100) 現地踏査	1	業務			第1002号単価表
(SJ0030) 補修設計	1	業務			第1003号単価表
(SJ0040) 設計図	1	業務			第1004号単価表
(SJ0050) 数量計算	1	業務			第1005号単価表
(SJ0060) 施工計画	1	業務			第1006号単価表
(SJ0070) 概算工事費算定	1	業務			第1007号単価表
(SJ0080) 照査	1	業務			第1008号単価表
(SJ0090) 報告書作成	1	業務			第1009号単価表
(DI68940) 橋梁詳細設計 協議資料作成	1	業務			第1010号単価表
(DI64000) 土木設計業務 打合せ J01=標準以外, J02=6 回	1	業務			第1011号単価表
(DI64010) 土木設計業務 関係機関打合せ協議 J01=1 機関	1	業務			第1012号単価表
合 計					

第1001号 下位内訳書
 AMA0010 橋梁補修設計

1 式 当り
 適用年版 S3104
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	1	式			円/式

第1002号 下位内訳書
 AMA0020 旅費交通費

1 式 当り
 適用年版 S3104
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(D18068) 連絡車 (ライトバン) 運転費					第1013号単価表
J01=2		日			
(UZA001000) 旅費交通費 (片道) JR関内駅~京急横須賀中央駅	48	回			
合 計					
	1	式			円/式

第1001号 単価表
SJ0010 設計計画

1 業務 当り
適用年版 S3104
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.7	人			
(R0403) 技師 (A)	2.1	人			
(R0404) 技師 (B)	2.1	人			
(R0405) 技師 (C)	1.05	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1002号 単価表
SJ0100 現地踏査

1 業務 当り
適用年版 S3104
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.8	人			
(R0403) 技師 (A)	0.8	人			
(R0404) 技師 (B)	0.8	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1003号 単価表
 SJ0030 補修設計

1 業務 当り
 適用年版 S3104
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0405) 技師 (C)	2.9	人			
(R0406) 技術員	5.8	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1004号 単価表
 SJ0040 設計図

1 業務 当り
 適用年版 S3104
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)	0.8	人			
(R0404) 技師 (B)	1.2	人			
(R0405) 技師 (C)	1.2	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1005号 単価表
SJ0050 数量計算

1 業務 当り
適用年版 S3104

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0405) 技師 (C)	1	人			[1]
(R0406) 技術員	2	人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ[1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1006号 単価表
SJ0060 施工計画

1 業務 当り
適用年版 S3104

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	3	人			
(R0404) 技師 (B)	3	人			
(R0405) 技師 (C)	1.5	人			
(R0406) 技術員	1.5	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

横須賀市

第1007号 単価表
 SJ0070 概算工事費算定

1 業務 当り
 適用年版 S3104
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)	1	人			
(R0405) 技師 (C)	1.5	人			
(R0406) 技術員	3	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1008号 単価表
 SJ0080 照査

1 業務 当り
 適用年版 S3104
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1.05	人			
(R0403) 技師 (A)	1.05	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1009号 単価表
SJ0090 報告書作成

1 業務 当り
適用年版 S3104
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.7	人			
(R0404) 技師 (B)	1.05	人			
(R0405) 技師 (C)	2.1	人			
(R0406) 技術員	2.1	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1010号 単価表
DI68940 橋梁詳細設計 協議資料作成

1 業務 当り
適用年版 S3104

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)		人			
(R0405) 技師 (C)		人			
(R0406) 技術員		人			
合 計					
	1	業務			円/業務

第1011号 単価表
DI64000 土木設計業務 打合せ

1 業務 当り
適用年版 S3104

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			
(R0403) 技師 (A)		人			
(R0404) 技師 (B)		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称		入 力 値	条 件 値		
J01 中間打合せの回数		2	標準以外		
J02 中間打合せの回数(実数入力)		6	6 回		

第1012号 単価表
DI64010 土木設計業務 関係機関打合せ協議

1 業務 当り
適用年版 S3104

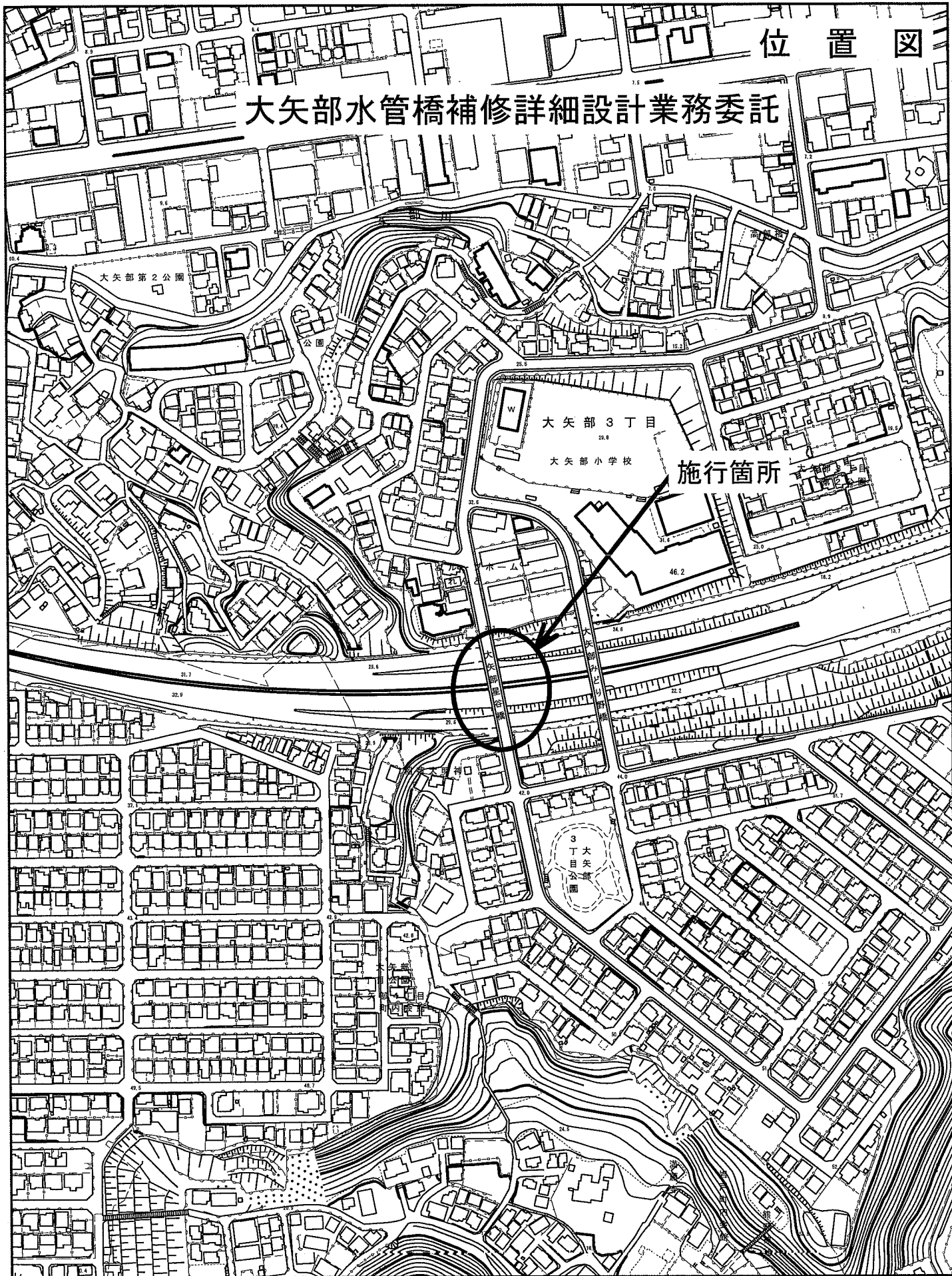
名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			
(R0403) 技師 (A)		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称		入 力 値	条 件 値		
J01 打合せ協議に係る関係機関数(実数入力)		1	1 機関		

第1013号 単価表
D18068 連絡車(ライトバン) 運転費

1 日 当り
適用年版 S3104

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Z006704001) ガソリン レギュラー		L			[1]
(Z345100100) ライトバン 1500CC 運転1時間当り 9欄		時間			[1]
(Z345110100) ライトバン 1500CC 供用1日当り 11欄		供用日			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			円/日
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 運転時間(小数第1位,2位四捨五入)	2	2			

大矢部水管橋補修詳細設計業務委託



横須賀市大矢部3丁目30番先